

「阪急阪神 未来のゆめ・まち基金」参加の手続き



届出用紙は、<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/yume-machi/member/dl.html> からダウンロードが可能です

参加方法

参加届に必要な事項を記入・捺印し、下記窓口（阪急阪神ビジネスアソシエイト）まで、グループ社内便、郵送または窓口持参でお届けください。

受付月 4・7・10・1月（翌月給与より天引開始）

参加口数 一口89円より（上限84口） ※一口からお気軽にどうぞ！

参加内容の変更

口数、氏名、住所の変更がある場合は、変更届を提出してください。

変更届に必要な事項を記入・捺印し、下記窓口（阪急阪神ビジネスアソシエイト）まで、グループ社内便、郵送または窓口持参でお届けください。

受付月 口数の変更は、4・7・10・1月（翌月給与より変更）

氏名、住所の変更は随時

※届出用紙は、上記HPもしくは下記窓口から入手できます。

終了（天引停止）方法

天引を終了する場合は、終了届に必要な事項を記入・捺印し、下記窓口（阪急阪神ビジネスアソシエイト）まで、グループ社内便、郵送または窓口持参でお届けください。

受付月 随時（受付月の翌月から終了）

※届出用紙は、右の終了届を利用するか、上記HPもしくは下記窓口から入手できます。

※休職等で翌月から給与が振り込まれない方は、前月までに必ず停止手続きを行ってください。

※雇用区分が変わる方（例：正社員から契約社員）は、全員一旦天引き終了となりますので、停止手続きを行ってください。

注意点

- ・基金に拠出いただいた金額は、プロジェクト事務局が、阪急阪神ホールディングス内の基金専用口座にて、厳正に管理し、全額市民団体への助成金として支出します。基金残高と使途は、年1回、WEB等で報告します。
- ・参加者の個人情報、阪急阪神ホールディングスおよび業務委託先の阪急阪神ビジネスアソシエイトにおいて、厳正に管理するとともに、基金運営以外の目的で使用することは一切ありません。
- ・一旦、基金に拠出いただいた金額は、一切返却することができません。
- ・欠勤・休職・退職等により、給与天引できなかった場合、原則として、他の控除金（健康保険料、年金保険料等）と同様に、後日回収いたします。

受付窓口

(株)阪急阪神ビジネスアソシエイト
ヒューマンリソース事業部 ゆめ・まち基金窓口担当
住所：〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号
(阪急電鉄本社ビル14F)
電話：06-6373-5121
E-mail：madoguchi@hhba.hankyu-hanshin.co.jp
※窓口を直接来訪する場合は、1F受付で、入館手続を済ませてください。

お問合せ先

阪急阪神 未来のゆめ・まちプロジェクト 事務局
阪急阪神ホールディングス(株) 人事総務部 社会貢献担当
電話：06-6373-5086
E-mail：shakai@hankyu-hanshin.co.jp



皆様のご参加お待ちしております！